

福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年12月17日)

【 件 名 】

- 第1回点字ブロック点検に係る連携会議の開催結果について
(福祉保健課)・・・2
- 障がいのある方の親亡き後を考える検討会の開催結果について
(障がい福祉課)・・・3
- 第1回看護師・訪問看護師のハラスメント対策検討会の開催結果について
(医療政策課)・・・4
- 薬剤師の採用状況等に係る調査結果について
(医療・保険課)・・・5
- 鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定案に係るパブリックコメントの実施について
(感染症対策センター)・・・7

福祉保健部

第1回点字ブロック点検に係る連携会議の開催結果について

令和6年12月17日
福祉保健課

各点字ブロック設置者の必要な点検・修繕の現状等を確認し、必要に応じて今後の対策を検討するとともに、連携して点字ブロックに係る意識啓発を行うことで、視覚障がい者の安全な歩行環境の確保を図ることを目的として設置した点字ブロック点検に係る連携会議を11月28日に開催しましたので、その概要を報告します。

1 連携会議の概要

- (1) 日 時 令和6年11月28日(木) 10時30分から正午まで
- (2) 場 所 県庁第34会議室
- (3) 出席者
 - ア 当事者・関係団体
公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会、鳥取県見えにくい人を考える会、鳥取県視覚障がい者歩行訓練士会、西日本旅客鉄道株式会社、鳥取商工会議所、国土交通省鳥取河川国道事務所
 - イ 各市町村関係課
 - ウ 県関係部局
交通政策課、営繕課、障がい福祉課、住宅政策課、道路企画課、警察本部、福祉保健課(事務局)

2 第1回会議の主な内容、意見等

(1) 内容

各設置者が普段行っている点字ブロックの点検及び修繕の対応方針等について報告いただいたほか、国等のガイドラインの共有、県議会で提案のあった事項(歩行者・自転車との接触を避けるための点字ブロック敷設位置、県版ガイドラインの策定)についての意見交換や、当面の取組として点字ブロックの不具合等に係る相談窓口の設置、意識啓発を行っていくこと等を確認した。

【点字ブロック不具合等相談窓口の概要】令和6年11月28日(木)設置

- ・内 容：県内の道路・施設に設置されている点字ブロックの不具合等について視覚障がい者からの声を集約し、各設置者に対して改善の検討を依頼する。
- ・受付窓口：鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課
電話 0857-26-7142 電子メール fukushihoken@pref.tottori.lg.jp
- ・受付日：月曜から金曜まで(ただし、年末年始(12月29日～1月3日)及び国民の祝日を除く)
- ・受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 主な意見

- 歩道とのコントラストをつけていくことが重要。弱視の人はこの色を頼りにして動いていることを理解いただきたい。(鳥取県見えにくい人を考える会)
- 黄色単色ではなく、例えば点字ブロックの両サイドに赤や黒のようなラインを引くとコントラストが出てわかりやすくなるのではないか。(鳥取県視覚障害者福祉協会)
- 点字ブロックの敷設に関して、民間施設に対してガイドラインを踏まえてお願いや指導はさせていただくが、法的拘束力がないとなると遵守を徹底することは難しい部分がある。(米子市)
- 公共施設の定期点検の中で、点字ブロックについては実態としてあまり点検できていないのではないか。今回の会議を受けて施設の担当者にも啓発が必要と感じた。(倉吉市)
- ロービジョンの見え方は千差万別で、基本的にこれが一番だという方法は実はないのかもしれない。だからこそガイドラインのような全国共通のものが必要。(鳥取県視覚障がい者歩行訓練士会)

3 今後の取組予定等

第2回以降の連携会議において、各設置者に対してガイドライン等に沿った点検・修繕を働きかけるとともに、点検・修繕に当たっての課題等を取りまとめ、関係者の意見を伺いながら対策を検討していく。

障がいのある方の親亡き後を考える検討会の開催結果について

令和6年12月17日
障がい福祉課

保護者の高齢化が進んでいくにあたり、親亡き後の我が子の将来の生活について不安を抱いている方が多い中、障がいのある方が親亡き後も地域で安心して暮らしていけるよう、住まいや支援のことなど、今後の課題解決に向け検討を進めていくための会議を開催しましたので、その概要を報告します。

1 会議の概要

- (1) 日 時 令和6年11月13日（水）午前10時～正午まで
- (2) 場 所 県庁第14会議室（オンラインを含む）
- (3) 出席者 県手をつなぐ育成会、県自閉症協会、権利擁護ネットワークほうき、各基幹相談支援センター、県内市町村（4市、江府町）

2 会議の論点と主な意見

- (1) グループホーム等、住まいとしての社会資源の確保
 - ・（国の方針として）入所施設をただ減らしなさいということだけでいいのかと思う。
 - ・（国補助金の）採択数が少ないので数を増やしていただくよう、もっと要望して欲しい。
 - ・重度の方の受入や24時間対応してもらえるグループホームが欲しいとの要望がある。
 - ・グループホームに入居する前の練習場所（体験入居）ができる場を圏域ごとに設置して欲しい。
 - ・グループホームに入居するまでの移行支援も重要。
 - ・親が亡くなった後、必ずしもグループホームだけでなく、一人暮らしやパートナー、兄弟等との生活もできるよう、在宅での暮らしの支援も重要。
- (2) 地域生活支援拠点の実効性を高めるための方策
 - ・「地域生活支援拠点」とは何かということ、地域の団体等に対して研修会を実施し、拠点についての認識を深めることで利用促進に繋がるとよい。
 - ・本人の身近なエリアに拠点があることが望ましい。
 - ・緊急時の定義をどのように捉えるのか。
 - ・緊急時にプランを作成してシミュレーションしておくことで気づきを得られるのではないかと。
 - ・訪問サービスについても対象になれば利用のハードルが下がるのではないかと。
 - ・コーディネーターの配置について、人員不足により依頼できる事業所がない。他の市町村がどのように取り組まれているのか共有できる場所があるとありがたい。
 - ・医ケアや強度行動障がいの方の緊急時受入先の確保が難しい。特に初見の方の受入が難しいため、日頃からの関係構築が重要。
- (3) 障害福祉サービスと繋がっていない障がい者やその家族に対する不安の解消等
 - ・地域生活支援拠点への登録者になる前の事前登録のような取組を行い、緊急時に困らないような対応が必要。
 - ・在宅で生活している障がい者への支援も増やしてはどうか。支援する人材の確保も課題。
 - ・高齢者の訪問等で在宅の障がい者につながる事例はあるが、障がい個別のアプローチはできていない。
- (4) 安心サポートファイルの更なる普及・活用の促進
 - ・安心サポートファイルについては、学校関係からの申出があり出向いて説明している。様々な団体と連携して進めていきたい。
 - ・ファイルは、用途別に作る等、普段使いしやすくなると更に良い。
 - ・年齢を経てから作成するのは大変。診断がついた段階（幼児期）からスタートした方がよい。
 - ・スマートフォンの方が保存や更新がしやすいので、デジタル化してもよいのではないかと。

3 今後の取組予定等

今回の会議で出た意見・課題に対応する県施策を取りまとめ、可能なものは新年度県予算に反映させるとともに、長期的な視点で検討が必要な課題もあるため、次回以降の会議で検討していく。

第1回看護師・訪問看護師のハラスメント対策検討会の開催結果について

令和6年12月17日
医療政策課

県内看護職員をめぐる状況が厳しさを増す中（養成校の定員割れ・閉校、病院離職率の上昇・不足感の高止まり等）、本県においても、看護師や訪問看護師へのカスタマー（ペイシエント）ハラスメントが大きな問題となっています。ハラスメントの実態や支援ニーズの把握、及び今後に向けた対策・施策の検討に向け、このたび、ハラスメント対策検討会を立ち上げ、関係者との意見交換を実施しましたので、その概要を報告します。

1 日時 令和6年12月10日（火）午後5時から午後6時15分まで（オンライン開催）

2 出席者

- 【病院】中央病院、智頭病院、厚生病院、三朝温泉病院、鳥取大学医学部附属病院、済生会境港総合病院（各看護部）
【訪問看護ステーション】県看護協会訪問看護ステーション、訪問看護ステーションえん、訪問看護リハビリステーション三朝温泉病院、訪問看護ステーションせいわ、新生ケア・サービス訪問看護ステーション、楽訪問看護ステーション
【その他】県看護協会・県訪問看護支援センター、県福祉保健部健康医療局

3 主な御意見

【病院】

- 不手際を責められたり、説明しても納得されないことは日常茶飯事。恐怖や不安を覚えるケースも増加。新人含め離職に至るケースも。警察OBの雇用や相談対応職員の配置を行っている。
- 認知症高齢患者による暴力的な行為が増えているが、ハラスメントに該当するのか線引きが困難。ケースへの対応を検討するため、まずは積極的に報告するよう看護師に指示。非常識な要求をされる患者家族への電話対応に苦慮することもあり、抑止力のため通話録音装置の設置を検討中。
- ハラスメントが発生した場合への対策も重要だが、抑止力となるような対策も必要。
- 看護師は患者に寄り添う気持ちで日々看護。どこからがカスハラなのか認識が統一されていないことが課題。抑止対策として無料のポスターを院内掲示し、注意喚起。通話録音装置の設置を検討中。

【訪問看護ステーション】

- 消化器疾患と精神疾患の症状がリンクする患者を担当。複数看護師で訪問したり、すぐに外に出られるよう常に扉側に看護師が座るよう対応。各疾患の主治医が異なるため、医師同士の連携も難しかった。恫喝が強くなり訪問中止、最後は病院で亡くなった。継続したかった思いもありジレンマを感じる。
- 毎年研修会を開き、ケーススタディを実施。また、ケアマネや主治医との連携により対応。患者への声のかけ方が悪かったのではないかと指摘され、自信をなくすスタッフもいるため、個別のフォローを実施している。
- 複数看護師での訪問も検討したが、30分未満のサービスでは複数名訪問看護加算の算定ができない課題がある。どのようにしたら発生を未然防止できるか、ケース対応の事例を紹介してもらえるような研修の場を持ってもらいたい。
- ハラスメントに悩む訪問看護師が離職しかねないと危機感を感じ、思い切って弁護士相談した。契約打ち切りにしたかったが、ターミナルケアをやめることは利用者の不利益になるため難しいと言われた。最終的に患者が亡くなり終了したが、とても辛い経験。今後、契約内容の再構築や社内研修を実施したい。

【看護協会・訪問看護支援センター】

- 看護師の職業意識から、カスハラと割り切れないところもあるが、病院としてきちんと明示することが必要ではないか。
- 契約解除していいのかどうか等、ステーションでの判断が難しい場合もあり、相談できる窓口の設置も必要ではないか。

4 今後の対応

実施中の電子アンケート（全病院・全訪問看護ステーション対象）の結果を踏まえ、第2回検討会（12/23 予定）を開催し、来年度当初予算に向けて、対策・施策を検討する。

薬剤師の採用状況等に係る調査結果について

令和6年12月17日
医療・保険課

本県では県内の薬剤師不足を背景に、平成24年度から鳥取県薬剤師会等と連携して薬剤師確保対策事業に取り組んでいますが、この度、県内の薬剤師の採用状況、需要動向等を把握するため、病院・薬局を対象にアンケート調査を実施しましたので結果の概要を報告します。

1 調査基準日等

調査基準日：令和6年9月1日 調査対象：43病院、276薬局
回答率：75.5%（病院：79.1%、薬局：75.0%）

2 今回の調査結果

(1) 令和6年度の薬剤師採用実績（令和6年4月1日～9月1日）

新たに薬剤師（パート等を含む。）を採用した病院・薬局の状況は次のとおりであり、前回調査（令和4年）と比較して減少した。

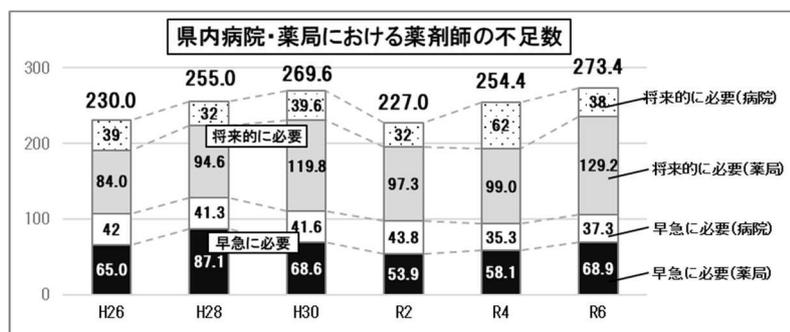
	H28 調査	H30 調査	R2 調査	前回 (R4) 調査	今回 (R6) 調査
採用施設数	39 施設	40 施設	50 施設	46 施設	42 施設
採用人数	46.4 人	47.9 人	54.3 人	62.0 人	39.9 人
うち新規免許取得者	29.0 人	28.0 人	34.8 人	31.8 人	17.9 人

※常勤換算後の人数

(2) 薬剤師の需要

全体の必要数は増加（+19.0人）しており、依然として薬剤師の需要が高い状況である。

必要数を項目ごとに見ると、「早急に必要薬剤師数」は前回より+12.8人、「将来的に必要な薬剤師数」は+6.2人、それぞれ増加している。特に薬局における「将来的に必要な薬剤師数」は、不足数が大きく増加（+30.2人）している。



(単位：人)	前回 (A)	今回 (B)	増減 (B-A)
合計	254.4	273.4	+19.0
将来的に必要な (5年程度)	161.0	167.2	+6.2
早急に必要 (1年以内)	93.4	106.2	+12.8

(3) 薬剤師を必要とする理由

①早急に必要理由（複数回答可） 87施設（病院：24施設 薬局：63施設）

○早急に必要理由として最も多い理由は、「現状の勤務体制に余裕がない」であり、87施設のうち44施設が回答していた。

○その他の理由については、“一人が抱える業務量が多く、インシデントのリスクがある”、“時間外勤務の削減”、“過去の退職者の補充がまだできていない”といった回答があった。

②将来的に必要な理由（複数回答可） 114施設（病院：22施設 薬局：92施設）

○病院において、最も多かった理由は「育休・退職予定者の補充のため」、次いで「病棟活動を充実・拡大させるため」であった。

○また、薬局においては、「在宅医療や相談業務を充実・拡大させるため」が最も多い理由で、次いで「育休・退職予定者の補充のため」であった。

⇒病院、薬局ともに、休業・退職予定者の補充と併せて、病棟業務又は在宅医療における業務の充実・拡大に伴う人材確保が継続して必要であると考えられる。

3 総括

これまで、様々な薬剤師確保対策を講じてきているが、前回(R4)調査と比較して全体の需要が増加している状況にある。このような状況を踏まえ、引き続き、薬剤師を取り巻く環境や制度の動向を注視しながら、関係者と連携して、薬剤師確保対策を推進していく。

(参考) 主な薬剤師確保対策促進事業

	施策名	実施状況
高校生	高校生のための薬学部進学セミナーの開催 (H27年度～)	薬学部や薬剤師についての理解を深めていただくために、薬学部設置大学から講師を招き、薬学部のカリキュラム、特色の紹介等を実施している。
	大阪医科薬科大学オープンキャンパスへの参加支援 (H30年度～)	平成30年度に大阪医科薬科大学と本県とで就職支援協定を締結しており、これに基づく共同事業として、オープンキャンパスへの無料送迎バスを手配する等、県内からの参加者の支援を実施している。
薬学生	薬学生合同企業説明会の実施 (R4年度～)	薬学生を対象として、県内病院、薬局による合同企業説明会を開催している。
	薬学生インターンシップの実施 (H26年度～)	薬学生を対象として、県内病院、薬局及び行政機関における就業体験を実施している。
薬剤師	薬学部設置大学の就職ガイダンスへの参加	薬学部卒業生のUターン就職・Iターン就職を勧めるため、県と県薬剤師会が共同して大学の就職ガイダンス等に参加している。
	鳥取県未来人材育成奨学金支援助成制度の周知・利用促進 (H27年度～)	奨学金返還助成制度「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」(薬剤師も対象に含む)の周知・利用促進を行い、県内就業を促進している。
	鳥取県中山間地域医療人材(薬剤師)確保・育成 (R6年度新規事業)	中山間地域の病院(「地域病院」)等に採用された薬剤師が、地域病院での勤務と基幹病院(鳥取大学医学部附属病院)での実務研修受講等をバランスよく両立できるプログラムにのっとり勤務し、プログラムを満了した場合に奨学金の返還助成を行う。

鳥取県新型コロナウイルス等対策行動計画の改定案に係るパブリックコメントの実施について

令和6年12月17日
感染症対策センター

令和6年11月6日から暫定版として運用を開始している鳥取県新型コロナウイルス等対策行動計画（以下「県行動計画」）の改定案について、今年度中の正式改定に向け、別添資料により本日12月17日からパブリックコメントを開始します。

1 県行動計画の根拠・目的等

- ・新型コロナウイルス等対策特別措置法第7条の規定に基づく都道府県計画
※今回の改定は、平成26年1月に制定（令和元年8月変更）以来の全面改定。
- ・感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護するとともに、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

2 県行動計画（改定案）の概要

次の感染症危機に際して迅速に対応するため、あらかじめ有事の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るとともに、有事には、新型コロナウイルス等対策政府行動計画や国の基本的対処方針を踏まえ、地域の感染状況や対応体制等の実情に応じて、柔軟かつ機動的に対応するための具体的な取組を記載。

3 鳥取県感染症対策連携協議会等での主な御意見

これまで、関係機関への意見照会、11月22日に実施した鳥取県新型コロナウイルス等対策本部運営訓練、12月6日に開催した鳥取県感染症対策連携協議会※において、次のような御意見をいただき、今後実施するパブリックコメント等での御意見も含め、内容に応じて適宜、改定案に盛り込んでいく予定。

※県医師会、地区医師会、薬剤師会、看護協会、感染症指定医療機関、県消防長会、鳥取市保健所、県（感染症対策センター、保健所）で構成

（主な御意見）

- ・新型コロナ対応でも実施したように、初動期に県内の医療関係者に対して治療や診断に関する研修会を開催し、最新の情報を早期に届けることが重要。
- ・医療措置協定等で確保した体制を平時から定期的に確認し備えていくことが必要。
- ・初動期における検査体制について、衛生環境研究所の体制整備に加え、鳥取大学医学部も検査面で協力可能であり、連携について記載してはどうか。
- ・フェイク情報のモニタリングも重要な観点。県民に対するリスクコミュニケーションにつなげていくことが必要。
- ・備蓄も含め、医薬品や検査資材の流通を滞りなく確保していただきたい。

4 今後のスケジュール

令和6年12月17日～令和7年1月10日 パブリックコメント実施

令和7年1月 県行動計画改定

2月 常任委員会報告（パブリックコメントの実施結果）、議会報告

3月 市町村等への通知・公表、内閣総理大臣への県行動計画改定報告